

国家管轄権

【教科書：pp.99-101】

I. 国家管轄権とは？

- 国家管轄権
 - 具体的な、人、物、行為に対して統治作用を及ぼす各国の権限
 - ◇ 国内法の制定、執行、適用
 - 立法管轄権：
 - 執行管轄権：
 - 司法管轄権：
- 領域性の原理
 - 「公法は水際で止まる」：
 - ◇ 主権の衝突を回避
 - 属地主義が「基本」
- 管轄権の「域外」適用
 - 必要性：
 - ◇ ローチェス号事件（例）¹
 - ◇ 国際交流の深化、相互依存
 - 考え方
 - ◇ 「効果」？
 - ◇ 国籍を通じた支配？
 - 内在的制約？

¹ PCIJ (1927) フランス船籍のローチェス号とトルコ船籍のボス・クルト号が公海上で衝突し、トルコ船が沈没、トルコ人 8 名が死亡した。フランス船ローチェス号は、事故後そのままトルコに入航したところ、同船の責任者がトルコ警察に逮捕されトルコの裁判所で裁判に付された。フランスは、トルコには公海上で発生したこの事故について裁判を行う権限がなく（管轄権がない）、トルコが国際法に違反して裁判を行った（裁判管轄権を行使した）として、PCIJ に訴えを提起した。

争点：公海上での船舶衝突事故について、「被害者」の国籍国（トルコ）は、外国人たる事故責任者に対する刑事裁判管轄権を有するか？

II. 属地主義

● 属地主義とは？

➤ 特徴

➤ 日本における刑法適用の例

◇ 刑法 1 条 1 項

国内犯「この法律は、日本国内において罪を犯したすべての者に適用する。」

◇ 刑法 1 条 2 項

「日本国外にある日本船舶又は日本航空機内において罪を犯した者についても、前項と同様とする。」

● 「国内における罪を犯した」とは？

➤ 犯罪に関連する国家が複数ある場合：

例：アメリカ人が日本に居るドイツ人の知り合いを殺害しようと企てて、アメリカから「毒入りウイスキー」を日本に送り、飲んだ当該ドイツ人が死亡した場合→犯罪地は？

→犯罪を構成する要件の一つがあれば「犯罪実行地」とみなされる

◇ 海外のサーバ上の「サイバーカジノ」：違法な賭博か？

● 効果主義

➤ 国内秩序に「実質的な効果」を及ぼす国外行為への法の適用

◇ 例：アメリカ反トラスト法

● 外国での「不公正貿易慣行」(トラスト)：米国法上の制裁

● アルコア事件

➤ 問題点：

➤ その後

◇ 各国の対抗策

◇ 解決策